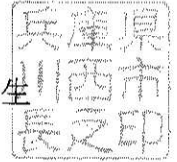


諮 問 第 50 号  
平成28年12月9日

川西市個人情報保護審議会会長 様

川西市長 大 塩 民 生



個人情報の取扱いに関する意見について（諮問）

川西市個人情報保護条例第10条第1項第4号及び同条第2項の規定に基づき、審議会の意見を聴くことについて、別紙のとおり諮問します。

記

目的外利用・提供について

宅地防災に係る固定資産税・都市計画税賦課事務における個人情報の目的外利用  
について

目的外利用・提供について

番号	事務の内容	目的外利用・提供の目的	利用・提供する個人情報の内容	利用・提供先	所管課	本人通知の有無	提供先に対する措置
69	固定資産税・都市計画税賦課事務	<p>宅地造成等規制法第16条に基づき、兵庫県下では、兵庫県宅地防災推進協議会の協賛を受け、毎年5月に宅地防災月間を実施している。</p> <p>宅地防災月間の目的は、「梅雨期の前に県内で危険宅地の所有者、管理者、占有者及び宅地造成工事中又は工事を休止中の事業者に対し、崖崩れや土砂流出による災害を防止するように注意を促すとともに、広く県民に対しても宅地防災に対する意識を普及させること」である。</p> <p>上記目的により、本市も兵庫県から依頼を受けて、川西市内においての事務を当課にて下記実施方法のとおり行っているものである。</p> <p>主な実施方法は、毎年、兵庫県が作成した「宅地防災月間」実施要領に基づき実施し、関係団体（兵庫県開発担当、川西警察署、消防署、危機管理室、建築指導課）とともに防災パトロールを実施し、危険箇所を把握し、その状況に応じて土地所有者等に対して注意、指導（勧告を含む。）を行うというものである。</p> <p>この業務により土地所有者等に対して、もれなく注意、指導（勧告を含む。）を行うため個人情報の利用・提供が必要である。</p>	<p>当該業務における土地に係る固定資産課税台帳に登載されている納税義務者の住所、氏名</p> <p>なお、提供方法は書面による照会・回答によるものとする。</p>	都市政策部まちづくり指導室開発指導課	総務部税務室資産税課	<p>通知しない</p> <p>（理由）事業の性質上、本人が知り得るものがあり、個別に通知する必要がないため。</p>	<p>利用に当たっては、以下の条件を付する。</p> <p>（1）利用する個人情報を目的外に利用・提供しないこと。</p> <p>（2）利用する個人情報は、漏えい等のないように厳重に管理すること。</p> <p>（3）不要になった個人情報は、適宜廃棄処分すること。</p>

# 諮問第 5 0 号資料

川西市個人情報保護審議会（H28.12.15）資料

**【内 容】**

宅地造成等規制法第 16 条（別紙 1）に基づき、兵庫県下では、兵庫県宅地防災推進協議会の協賛を受け、毎年 5 月に宅地防災月間を実施している。

宅地防災月間の目的は、「梅雨期の前に県内で危険宅地の所有者、管理者、占有者及び宅地造成工事中又は工事を休止中の事業者に対し、崖崩れや土砂流出による災害を防止するよう注意を促すとともに、広く県民に対しても宅地防災に対する意識を普及させること」である。

上記目的により、本市も兵庫県から依頼を受けて、川西市内においての事務を当課にて下記実施方法のとおり行っているものである。

主な実施方法は、毎年、兵庫県が作成した『宅地防災月間』実施要領に基づき実施し、関係団体（兵庫県開発担当、川西警察署、消防署、危機管理室、建築指導課）とともに防災パトロールを実施し、危険箇所の把握し、その状況に応じて土地所有者に対して注意、指導（勧告を含む。）行うというものである。（別紙 2）

周知の方法としては、危険宅地の地番を調べ、法務局より全部事項証明書（土地）を取得し、所有者名と所在を調べ、通知文書を送付するというものである。

しかし、最近、送付した宛名から戻ってくる数が増え、大変苦慮している。

**【近年の件数】**

年 度	送付総数	返信件数
・ H24 年度	27 件	4 件
・ H25 年度	27 件	7 件
・ H26 年度	30 件	7 件
・ H27 年度	26 件	8 件
・ H28 年度	26 件	8 件

**【結 論】**

このままでは、自らの土地の状況を知ることなく、土地の維持管理を行わない土地所有者等が増え、災害時の被害が増えてしまうことにもつながり兼ねない。

土地所有者等に自らの土地の状況を知り、宅地防災に対する意識を高めてもらう必要があることから、土地所有者等に対して確実に土地の状況を周知するためにも、個人情報である資産税課が管理している課税データの利用・提供を要望する。

## 宅地造成等規制法

(宅地の保全等)

第十六条 宅地造成工事規制区域内の宅地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成(宅地造成工事規制区域の指定前に行われたものを含む。以下次項、次条第一項及び第二十四条において同じ。)に伴う災害が生じないよう、その宅地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

2 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内の宅地について、宅地造成に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その宅地の所有者、管理者、占有者、造成主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(電子メール施行)  
建指第 1002 号  
平成 28 年 4 月 5 日

伊丹市都市活力部都市整備室都市計画課長  
川西市都市政策部まちづくり指導室開発指導課長  
三田市地域振興部都市政策室審査指導課長

} 様

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長

### 第 55 回「宅地防災月間」の実施について(依頼)

平素より、宅地防災行政の推進について格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。  
梅雨期の長期的な降雨等に伴う崖崩れや土砂流出による宅地被害を未然に防ぐため、  
本年も標記について下記のとおり実施しますので、ご協力よろしく申し上げます。

なお、この宅地防災月間の実施要領に定める各種事業は、兵庫県宅地防災推進協議会  
の協賛を受けて、全県下において実施することとしています。

### 記

#### 1 実施要領

「第 55 回『宅地防災月間』実施要領」(別添 1)による。

#### 2 実施計画書の提出

「実施計画書」(様式 1)を関係機関と協議の上、平成 28 年 4 月 15 日(金)まで  
に、末尾に記載の「提出・問い合わせ先」宛て送付願います。

#### 3 宅地造成工事規制区域内の自治会への協力依頼

宅地造成工事規制区域については、「梅雨期の宅地防災について(依頼)」(様式例 1)  
等により、自治会への協力依頼を行い、リーフレットの配付等による自治会会員への  
周知徹底を図る。

#### 4 行政措置

(1) 開発行為に関する工事又は宅地造成に関する工事が行われている土地(以下「造  
成地」という。)については、所有者又は管理者に対して次のことを指導する。

ア 造成地の面積が 1,500 m<sup>2</sup>以上であるものを目途に、必要と思われるものについ  
ては、「開発行為に関する工事(宅地造成に関する工事)に伴う防災措置について  
(通知)」(様式例 2)等により防災計画書を提出し、梅雨期までに防災工事を完

了すること。

イ 上記ア以外の造成地については、「開発行為に関する工事（宅地造成に関する工事）に伴う防災措置について（通知）」（様式例3）等により梅雨期までに防災措置を講じること。

(2) 造成地以外の危険宅地については、「危険宅地の防災措置について（通知）」（様式例4）等により梅雨期までに防災措置の通知を行う。

(3) 宅地造成工事規制区域内の危険宅地のうち危険度の高いものについては、「崖崩れ等による宅地災害の防止について（勧告）」（様式例5）等を参考に、宅地造成等規制法第16条に基づき勧告を行う。

## 5 実施結果報告書の提出

「宅地防災月間結果報告書記入要領」（別添2）により、様式2から様式5に記入の上、平成28年6月10日（金）までに、下記まで送付願います。

### 送付資料

- ・第55回『宅地防災月間』実施要領（別添1）
- ・宅地防災月間結果報告書記入要領（別添2）
- ・様式1～5、様式例1～5
- ・リーフレット「宅地防災の手引」（別途発送します。）

### 【提出・問い合わせ先】

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5 - 10 - 1

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課開発指導班 担当 宮下

Mail : Kyouko\_Miyashita@pref.hyogo.lg.jp

直通 : 078-362-3646、FAX : 078-362-4456

(別添1)

## 第55回『宅地防災月間』実施要領

### 1 目的

梅雨期を控え、県内の危険宅地の所有者、管理者、占有者及び宅地造成工事中又は工事を休止中の事業者に対し、崖崩れや土砂流出による災害を防止するよう注意を促すとともに、広く県民に対しても宅地防災に対する意識を普及させることを目的とする。

### 2 実施期間

平成28年5月1日(日)から平成28年5月31日(火)まで

### 3 事業計画

#### (1) 危険宅地の点検及び改善指導

ア 防災パトロールを実施し、危険箇所の把握に努めるとともに、その状況に応じて注意、指導(勧告を含む。)する。

イ 防災パトロールは関係団体(各県民局、各市町、所轄警察署、消防署等)と調整を行い、中旬を目途に実施する。

ウ 危険宅地の改善を促進するため、宅地防災相談を実施する。

#### (2) 宅地開発事業の点検及び指導

ア 都市計画法、宅地造成等規制法、(旧)住宅地造成事業に関する法律、指導要綱等の未完了開発事業の点検を行い、必要に応じて防災計画の策定を指導する。

イ 倒産等により休止中の事業に対して、防災工事の完備を期する。

ウ 許認可後、長期間にわたっている事業に対して、可及的速やかに完了するよう指導する。

#### (3) 県民に対する宅地防災意識の普及

県広報媒体、市町広報、新聞等による広報活動の実施

### 4 実施体制

(1) 県土整備部住宅建築局建築指導課は、月間運動全体を総括するとともに、一般県民に対する事業を実施する。

(2) 関係県民局等のまちづくり建築課は、関係市町及び関係機関と共同して、また、開発許可等の権限を委譲された市は、関係機関と共同して防災パトロールを実施し、警戒箇所を把握するとともに必要な防災措置が講じられるよう指導する。

(3) 宅地防災相談の実施に際しては、課・室への案内板の設置、市町広報への掲載等により、利用の促進を図る。